

平成30年 第1回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成30年1月12日(金) 午前10:00~10:30

2. 場 所 : 山村開発センター 1階 中会議室

3. 出席委員 (7人)

職 名	番 号	氏 名
会 長	10	工藤 昭治
委員	3	佐藤 久美子
〃	4	高見 憲正
職務代理	5	小坂 敏
委員	7	長根 孝衛
〃	8	小澤 守昭
〃	9	佐藤 光男

4. 欠席委員 (3人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第1号 農地使用貸借合意解約書の受理について

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第5 議案第2号 農地法第3条第3項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第6 議案第3号 新郷村農業振興地域整備計画の変更に係る 意見書の提出について

(平成 30 年第 1 回 1 月の総会)

議長	<p>会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、7 番 長根 孝衛 君にお願いします。</p>
	(新郷村村民憲章の唱和)
議長	<p>本日の出席委員数は 7 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 30 年第 1 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを、議題とします。</p> <p>議事録署名委員は、議長指名と言うことで、ご異議ございませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>それでは、議事録署名委員には 3 番 佐藤 久美子君並びに 4 番、高見 憲正君を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	<p>次に、日程第 3、報告第 1 号 農地使用貸借合意解約書の受理について事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>2—ジをお開き下さい。</p> <p>日程第 3 報告第 1 号 農地使用貸借合意解約書の受理について説明いたします。</p> <p>このことについて、別紙のとおり農地使用貸借合意解約書を受理したので報告いたします。</p> <p>3 ページをお開き下さい。貸人、借人は使用貸借合意解約書写しのとおりです。解約にかかる理由は、貸人が新しい借人と利用権設定を行うため、現在の借り人と解約を行うものです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいま説明がありましたが、質疑、意見なにかございませんか。</p>
	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に、日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>

事務局	<p>4 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について、説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定により、別紙申請書のと通りの申請があったので、審議を求めます。</p> <p>今月の農地法第 3 条の許可申請は、使用貸借が 6 件であります。</p> <p>5 ページをお開き下さい。</p> <p>今回の申請の要約一覧表です。受付番号第 40 号から第 42 号までは使用貸借権の設定で設定期間は 5 年間です。申請に係る理由は、農業次世代人材等事業、旧青年就農給付金受給のためです。</p> <p>つづいて受付番号第 43 号から第 45 号までは使用貸借権の設定で設定期間は 10 年間です。申請に係る理由は、農業年金を引き続き受給するための再設定です。</p> <p>受付番号第 40 号の詳細については、6 ページに議案書の写し、7 ページに農地法 3 条 1 項の調査書、8 ページに許可申請書の写し、9 ページに使用貸借契約書の写し、10 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>受付番号第 41 号の詳細については、11 ページに議案書の写し、12 ページに 農地法 3 条 1 項の調査書、13 ページ許可申請書の写し、14 ページに使用貸借契約書の写し、15 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>受付番号第 42 号の詳細については、16 ページに 議案書の写し、17 ページに 農地法 3 条 1 項の調査書、18 ページに許可申請書の写し、19 ページに使用貸借契約書の写し、20 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>受付番号第 43 号の詳細については、21 ページに 議案書の写し、22 ページに 農地法 3 条 1 項の調査書、23 ページに許可申請書の写し、24 ページに使用貸借契約書の写し、25 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>受付番号第 44 号、45 号の詳細については、26 ページに議案書の写し、27 ページに 農地法 3 条 1 項の調査書、28 ページ許可申請書の写し、29 ページから 30 ページに使用貸借契約書の写し、31 ページから 32 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、各号の農地法第 3 条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第 1 号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>

議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 1 号、受付番号第 40 号から第 45 号までを原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 1 号は原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に日程第 5 議案第 2 号 農地法第 3 条第 3 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>33 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 5 議案第 2 号 農地法第 3 条第 3 項の規定に基づく農業委員会の許可について説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条 3 項の規定により、別紙申請書のと通りの申請があったので、審議を求めるものです。</p> <p>今月の農地法第 3 条 3 項の許可申請は、賃貸借 4 件、使用貸借が 6 件、合計 10 件です。</p> <p>34 ページをお開き下さい。</p> <p>今回の申請の要約一覧表です。受付番号第 4 号から第 13 号まで、貸付人、借受人、利用権の種類、設定期間は一覧表のとおりです。</p> <p>また、各号の詳細は、受付番号第 4 号及び第 5 号は 35 ページから、議案書の写し、農地所有適格化法人以外の法人等の貸借の場合の調査書、許可申請書の写し、賃貸借契約書の写し、同意書の写し、確約書の写し、申請地の位置図の写し、を添付してあります。</p> <p>受付番号第 6 号は 44 ページから、議案書の写し、農地所有適格化法人以外の法人等の貸借の場合の調査書、許可申請書の写し、賃貸借契約書の写し、確約書の写し、申請地の位置図の写し、を添付してあります。</p> <p>受付番号第 7 号は 51 ページから、議案書の写し、農地所有適格化法人以外の法人等の貸借の場合の調査書、許可申請書の写し、賃貸借契約書の写し、確約書の写し、申請地の位置図の写し、を添付してあります。</p> <p>受付番号第 8 号は 57 ページから、議案書の写し、農地所有適格化法人以外の法人等の貸借の場合の調査書、許可申請書の写し、使用貸借契約書の写し、確約書の写し、申請地の位置図の写し、を添付してあります。</p> <p>受付番号第 9 号は、63 ページから、議案書の写し、農地所有適格化法人以外の法</p>

	<p>人等の貸借の場合の調査書、許可申請書の写し、使用貸借契約書の写し、同意書の写し、確約書の写し、申請地の位置図の写し、を添付してあります。</p> <p>受付番号第 10 号は、70 ページから、議案書の写し、農地所有適格化法人以外の法人等の貸借の場合の調査書、許可申請書の写し、使用貸借契約書の写し、確約書の写し、申請地の位置図の写し、を添付してあります。</p> <p>受付番号第 11 号は 76 ページから、議案書の写し、農地所有適格化法人以外の法人等の貸借の場合の調査書、許可申請書の写し、使用貸借契約書の写し、確約書の写し、申請地の位置図の写し、を添付してあります。</p> <p>受付番号第 12 号は 82 ページから、議案書の写し、農地所有適格化法人以外の法人等の貸借の場合の調査書、許可申請書の写し、使用貸借契約書の写し、同意書の写し、確約書の写し、申請地の位置図の写し、を添付してあります。</p> <p>受付番号第 13 号は 89 ページから、議案書の写し、農地所有適格化法人以外の法人等の貸借の場合の調査書、許可申請書の写し、使用貸借契約書の写し、確約書の写し、申請地の位置図の写しを添付してあります。</p> <p>また 95 ページから 96 ページに法人の資格証明書の写し、97 ページから 103 ページまで定款の写しを添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>なお、農地法第 3 条第 3 項第 4 号に基づく村長の意見については、104 ページに村長への通知書の写し、105 ページに許可することに異議無しの回答文書の写しを添付しております。</p> <p>また、毎年 4 月に提出する農地等の利用状況報告書や、地域農業者との適切な役割分担や役員の常時従事など各号の調査書記載のとおり、農地法 3 条 3 項各号の許可できない項目に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。</p> <p>以上説明を終わります。</p>
議 長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
高見委員	はい、議長。
議 長	4 番、高見委員。
高見委員	45 ページの農地所有適格化法人以外の法人等の貸借の場合、1 人以上の常時従事の箇所ですが、役員の坂根克也さんでよろしいですか。
議 長	事務局、お願いします。
事務局	はい、議長。 それでよろしいです。
議 長	その他、質疑意見ございませんか。

	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第2号を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程第6 議案第3号新郷村農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についてを議題とします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>106 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第6 議案第3号 新郷村農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について説明いたします。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、新郷村長から別紙のとおり依頼があったので意見を求めるものです。</p> <p>107 ページをお開き下さい。</p> <p>受付番号第73号の申請地は、新郷村大字戸来字又木堂1番1、同所の4番1です。</p> <p>変更内容は、農用地区域からの除外で、除外面積は、9,065㎡で目的は養魚場用地建設のためです。</p> <p>107 ページに 新郷村長からの意見書、108 ページから 132 ページに変更内容、変更申出書、計画の概要書、位置図、案内図、残高証明書、建物図面、平面図等、登記事項証明書の写し、公図の写し、土地利用計画図、隣接現況図、承諾書、現況写真を添付してありますので、参考にしてください。</p> <p>133 ページをお開き下さい。</p> <p>受付番号第76号の申請地は、新郷村大字戸来字中野20地番1です。</p> <p>変更内容は、農用地区域からの除外で、除外面積は、219㎡、目的は資材置場用地のためです。</p> <p>133 ページに 新郷村長からの意見書、134 ページから 144 ページに変更内容、変更申出書、計画の概要書、残高証明書、地形図、案内図、登記事項証明書の写し、公図の写し、土地選定理由書、承諾書、現況写真を添付してありますので、参考にしてください。</p> <p>以上で、議案第3号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>

	質疑意見なし
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第3号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって議案第3号は原案のとおり承認しました。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成30年 第1回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年 月 日

議長

署名者

署名者